

教養講座等の開講に関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県立相模原高等学校（以下「高校」という。）は、平成16年4月1日に締結した大学と高校との教育交流に関する協定書に基づき、教養講座等の開講についてこの覚書を取り交わす。

（講座の定義）

第1条 高校は、高校の生徒を対象とした次の3つの講座を開講し、大学は講師を派遣する。

(1) 学部ガイダンス講座

大学の学部・学科内容や学問研究を知ること、生徒の進路選択が主体的なものとなるよう支援するための講座（2講座程度）

(2) 教養講座

大学の授業の一端に触れることで、自分にとって人間らしく生きるとはどういうことかを考え、幅広い教養を身につけるための学習意欲を喚起するための講座（4講座程度）

(3) 演習講座

生徒の興味・関心に応じて専門的な連続講座を受講し、大学の学問・研究を実際に体験することで、自ら学び、問題解決を図る主体的な態度を養うための講座（2講座3回程度）

（開講の時期・場所）

第2条 教養講座等は、原則として次の時期に高校又は大学で開講する。

(1) 学部ガイダンス講座：4月～5月

(2) 教養講座：5月～8月

(3) 演習講座：10月～12月

（実施方法）

第3条 教養講座等の日程、場所、テーマ、講師は、開催の都度、大学と高校とで協議して決定する。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成16年4月1日から始まり平成17年3月31日をもって終わる。

ただし、期間満了の3カ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項については両者間において協議するものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成16年4月1日

平成16年4月1日

北里大学

神奈川県立相模原高等学校

学 長

柴 忠 義

校 長

村 田 彰

